平成２３年（フ）第３１号
三重県松阪市松崎浦町466番地２
債務者　エクリュプランこと　濱地　和也
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第９７号
神奈川県伊勢原市板戸314番地
債務者　松田　　司
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４５号
相模原市緑区下九沢1558番地　上中ノ原団地10―101
債務者　前田喜美野
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４６号
相模原市緑区下九沢1558番地　上中ノ原団地10―101
債務者　前田　三郎
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５８号
新潟市秋葉区中野４丁目19番22号
債務者　長谷川麻美
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６１号
新潟市中央区天神尾１丁目６番14号　第５渡一荘２―７号
債務者　戸川　順子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６６号
新潟市中央区紫竹山７丁目５番２号　レジェンドW202号室
債務者　五十嵐成美
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９１号
新潟市東区桃山町１丁目109番地１　市営住宅Ｆ42号
債務者　堤　　順子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０２号
新潟市江南区荻曽根１丁目３番１号　見附荘、前住所新潟市東区東中島４丁目７番37号
債務者　白川　峰子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８６号
新潟県新発田市御幸町３丁目７番８号
債務者　坂本　千秋
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１７４２号
京都市山科区椥辻西浦町41番地21　グランデール山科105号室
債務者　増田　　稔
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２７号
京都市山科区竹鼻西ノ口町61番地１　ダイエイプラザ205号
債務者　竹島　秀光
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６２号
京都府城陽市久世里ノ西１番地の２　オクダハウス２Ｆ東１号
債務者　杉本　安雄
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３３１号
京都市伏見区桃山羽柴長吉東町83番地６　朝日興産ビル４Ｋ
債務者　松本　昌淳
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３４０号
京都市右京区西院月双町77番地２　シャルム西京極802
債務者　森こと　河　　愛美
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９２号
京都市山科区北花山大林町39番地３　ヴィエント北花山402
債務者　池田　慎司
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
京都市上京区六軒町通一条上る若松町358番地４　杉江マンション203号
債務者　清水　　仁
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係